

改正 平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 337 号
平成 24 年 11 月 1 日 24 葛総契第 566 号
平成 27 年 3 月 20 日 26 葛総契第 842 号
平成 27 年 5 月 27 日 27 葛総契第 132 号
平成 28 年 3 月 29 日 27 葛総契第 875 号
令和 2 年 6 月 19 日 2 葛総契第 221 号
令和 4 年 3 月 24 日 3 葛総契第 854 号
令和 5 年 3 月 23 日 4 葛総契第 890 号
令和 7 年 7 月 15 日 7 葛総契第 288 号

入 札 心 得 書

令和 7 年 9 月
葛 飾 区

この入札心得書は、葛飾区の実施する入札の具体的なルールを定め、それを入札参加者の皆さんに十分認識していただくために作成したものです。

入札・契約に関する各種の要綱・基準も葛飾区はすべて公表しておりますので、この心得書とあわせて十分理解して、入札に参加してください。

入札心得書

(目的)

第1条 葛飾区（以下「区」という。）が行う入札その他の取扱いについては、葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(参加者の資格等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札参加の取消し)

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加を取り消す。

- (1) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止又は指名保留となった場合
- (2) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けた場合
- (3) 競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格審査の申請を行うことができる条件を欠くこととなった場合

- 2 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該入札参加を取消すことがある。

(入札保証金)

第4条 入札参加者は、入札前に、見積金額の100分の3以上の入札保証金を区に納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約担当者(規則第4条第5号の者をいう。以下同じ)が、入札保証金を納めさせる必要がないと認めたとき。
- 2 入札保証金の納付手続等については、その都度指示する。

(契約保証金)

第5条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を区に納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 落札者が、保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約担当者が、契約保証金を納めさせる必要がないと認めたとき。
- 2 契約保証金の納付手続等については、その都度指示する。

(入札保証金及び契約保証金に代わる担保)

第6条 入札保証金及び契約保証金は、次の各号のいずれかのものを担保として代用することができる。ただし、第7号については、契約保証金に限る

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債権
- (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行が引受け、又は裏書をした手形
- (5) 銀行に対する定期預金債権
- (6) 銀行の支払保証書
- (7) 保証事業会社の保証証書

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者に入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはならない。

(入札等)

第8条 入札参加者は、仕様書、図面、内訳書その他添付書類及び現場等を精査の上、算出した総価（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって入札しなければならない。ただし、単価をもって入札するときは、別に指示する。

2 入札及び開札は、特に指示した場合を除き、葛飾区総務部契約管財課において入札参加者立会の上行う。

3 入札参加者は、所定の日時までに入札書を契約担当者に提出しなければならない。

4 前項の日時は、設計書、仕様書等の交付のときに指示する。

5 開札は、入札締切後直ちに行う。

6 入札書は、別記様式により作成するものとし、入札書に記載する住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者名又は代理人名）は、入札参加資格審査申請により届け出たものであるものでなければならない。

7 本人又は届出済の代理人以外の者が、代理人として入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出すること。

8 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 電子入札案件については、前各項の規定によるほか、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札案件においては、電子入札サービスの入札書に必要事項を入力し、あらかじめ通知において示した入札締切日時までに、電子入札サービスにより提出しなければならない。

(2) 電子入札案件の開札は、あらかじめ通知により指定した日時に電子入札サービスにおいて、当該入札案件に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前においては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中においては、その旨を入札書に記載し提出するものとする。

(3) 電子入札案件の場合は、入札締切日時までに、電子入札サービスにより辞退届を提出するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第 10 条 次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

- (1) 天災
 - (2) 広域的又は地域的停電
 - (3) 電子入札サービスにおけるシステム障害
 - (4) 一般競争入札及び公募型指名競争入札において、公告で規定する最低入札参加者数に満たないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 電子入札案件については、前項各号に掲げる事由により電子入札を中断又は中止したときは、紙による入札に切り替えることがある。
- 3 入札参加者が第 7 条に抵触したおそれがあるときなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期、中止又は保留する。

(無効の入札)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のしたもの
- (2) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のしたもの
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの（電子入札案件にあっては、電磁的に記録された事項が不明なもの又は署名若しくは記名押印に相当する電磁的記録がないもの）
- (5) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したもの
- (6) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたもの
- (7) 2 件以上の入札を連記し、又は 2 件以上の入札書を同封したもの
- (8) 金額を改ざんし又は訂正したもの
- (9) 予定価格を事前に公表した案件で予定価格を超える金額のもの
- (10) 電子入札案件において、あらかじめ紙入札が認められていない場合に、紙による入札書を提出したもの
- (11) 電子入札サービスの不正利用又は電子証明書の不正利用により行ったものの
- (12) 電子入札案件にあっては、指名通知書（資格確認結果通知書を含む。）の「仕様書等」欄に発注図書等（仕様書等）を取得するように指示がある場合に、これを受領しないでしたもの
- (13) 工事請負契約及び修繕請負契約に係る入札のうち、入札内訳書の提出を指示した入札において、入札内訳書の提出を行わないでしたもの

(14) その他入札に関する条件に違反したもの

(落札者の決定)

第12条 入札参加者中、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負契約については、最低価格入札者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格を下回らず、かつ、予定価格以下の最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 総合評価方式による入札の場合においては、価格点と施工能力評価点を合計した評価値による評価を行うものとする。
- 4 開札時において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に知らせる。落札者が開札に立ち会わなかった場合は、その者に落札者となった旨を通知する。
- 5 電子入札案件において落札者があるときは、前項の規定にかかわらず、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、電子入札サービスにより入札参加者が閲覧できるようにする。
- 6 落札者の決定後、区は落札者に詳細な積算内訳書の提出を求めることがある。

(低入札価格調査制度)

第13条 総合評価方式を適用した工事請負契約の入札において、評価値の最も高い者の入札価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて区が調査することとなったときは、調査基準価格を下回る入札を行った者は、当該調査に協力するものとする。

(再度入札)

- 第14条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表した場合は、再度の入札は行わず不調とする。
- 2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、第11条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者とし、入札に当たっては、前回の最低入札価格より低価をもって入札すること。
 - 3 第1項の入札の回数は、原則として3回とする。

(同価格で入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

3 第1項の規定にかかわらず、電子入札案件において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者があらかじめ入札書に記入したくじ番号(3けたの整数)によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第16条 落札者は、速やかに所定の契約書に記名押印し、必要書類を添付し、5日以内に提出しなければならない。ただし、区が必要と認めたときは、この期限を延長し、又は短縮することがある。また、所定の契約書が契約の内容を記録した電磁的記録である場合は、落札者は、速やかに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

2 前項の期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失うことがある。

3 内訳書に記載した単価等を不適当と認めたときは、契約金額の範囲内でこれを訂正させる。この場合において、落札者は、これを拒むことができない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第17条 議会の議決を要する契約である場合には、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年葛飾区条例第5号)の定めるところにより、葛飾区議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

2 前項の場合において、区と落札者は、落札から契約確定の間について次の各号を条件とする仮契約を取り交わすこととする。

(1) 葛飾区議会の議決を得られなかった場合、当該仮契約は無効とし、この場合において、区は一切の責任を負わないこと

(2) 区は、落札者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当該仮契約を解除することとし、この場合において、区は一切の責任を負わないこと

イ 落札者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当したとき

ロ 落札者が葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき

ハ 落札者に社会的信用を失墜する次の行為があり、契約の相手方として、区が不適当と認めたとき

(イ) 落札者である個人又は落札者である法人の代表者、役員、若しくは使用人が、贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴

された場合

- (ロ) 落札者である個人又は落札者である法人の代表者、役員若しくは使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合
- (ハ) 落札者である個人又は法人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し刑事告発を受けた場合又は排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けた場合
- (ニ) 落札者である個人又は落札者である法人の代表者、役員若しくは使用人が、契約にかかる行為より公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反した場合
- (ホ) 落札者である個人又は法人が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合
- (ヘ) 落札者である個人又は落札者である法人の代表者、役員若しくは使用人が、公契約関係競売等妨害の容疑により起訴された場合
- (ト) (イ) から (ヘ) のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと区が認めた場合

（異議の申立て）

第 18 条 入札参加者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、内訳書及び現場等に不明な事項、誤記等があった場合においても、それが他の書類等により推知できるときは、これを理由として異議を申し立てることができない。

（電子入札サービスを用いて行う随意契約（見積競争）への準用）

第 19 条 前条までの規定は、電子入札サービスを用いて行う随意契約（見積競争）に準用する。

（その他）

第 20 条 この心得書に明記のない事項及び解釈については、区の指示による。